



同意書兼誓約書

〔同意事項〕

- 1 適正な保育の実施や保育料の算定・収納のため、必要な情報（個人番号等）を保育所担当課が住民登録担当課・課税情報担当課・市税などの収納担当課・福祉担当課から取得する場合があること。
- 2 保育所等の入所申込の際に収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 69 条の規定により市長が必要と判断したときは、関係機関に提供する場合があること。
- 3 住民基本台帳の登録事項や課税状況の確認により、年度途中に保育料変更を行う場合があること。
- 4 保育料の算定に必要な課税資料に不備または指定された期日までに提出をしなかった場合は、最高階層の保育料での決定となる場合があること。
- 5 保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保育所等に求める場合があること。
- 6 保育料を滞納した場合は、財産（給与・預貯金・生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 7 出雲市の了承なく 2 か月間通所がない場合は、保育の実施を解除されても異議がないこと。
- 8 入所内定後、申込内容と実態が異なっていることが明らかになった場合、内定（入所）を取り消されても異議がないこと。
- 9 保育所等の入所申込の際に収集した個人情報について、入所が内定した施設へ必要最小限の範囲で情報提供すること。
- 10 転園が決定した場合、転園前と転園後の施設へ保育所等の入所申込の際に収集した個人情報について提供する場合があること。また施設間で児童の保育の継続を目的とした連絡調整を行うために、必要最小限の範囲において個人情報を使用すること。

〔誓約事項〕

- 1 保育料は、納期限までに必ず納付すること。また、口座の残高不足や納め忘れなどにより保育料が未納となった場合は、扶養義務者（父母・祖父母など）が相互に協力し、速やかに納付すること。
- 2 保育所等の入所申込以後において、世帯構成（婚姻、離婚、祖父母など同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに出雲市に届け出ること。
- 3 就労先や就労状況などに変更があった場合は、速やかに出雲市に届け出ること。
- 4 確定申告書や住民税申告書の提出などにより課税額が変更となった場合は、速やかに出雲市に届け出ること。
- 5 入所後、出雲市から就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 6 世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。

出雲市長 様

令和.....年.....月.....日

保護者氏名（自署）.....（父・母・祖父・祖母・その他）

保護者氏名（自署）.....（父・母・祖父・祖母・その他）

※児童の保護者（扶養義務者）がそれぞれに署名のうえ、入所希望児童との続柄について該当に○を記入してください。